

# 声 明

2007年5月14日  
平和憲法を守り、自衛隊の海外派兵・  
有事体制に反対する京都共同センター  
事務局長 辻 昌秀  
連絡先：075-801 2308  
FAX 075-812 4149

## 与党による国民投票法案の参議院での採決に強く抗議する

自民党と公明党は、本日午前の参議院本会議で、憲法改悪のための手続き法である国民投票法案の採決を強行した。法案に対する疑問が噴出し、慎重審議をすべきだとの国民の声を無視し採決を強行したことに怒りを込めて抗議する。

参議院段階で18項目もの付帯決議がつけられたが、このことは、この法案の欠陥性を一層鮮明にした。参議院の審議で問題となった最低投票率について、付帯決議は「低投票率により憲法改正の正当性に疑義が生じないように、憲法審査会において本法施行までに最低投票率制度の意義・是非について検討を加えること」としている。この項目だけでも明らかなように、本来立法段階で審議し結論を出すべきことについてさえ棚上げし、採決を強行した与党の責任はきわめて大きいと言わざるを得ない。このことひとつとっても、与党が言い続けてきた「公正・中立な制度の確立」を完全に投げ捨てたものである。

私たちは、この法案について、そもそも憲法改悪のための手続き法は必要なく、廃案とすべきだと主張するとともに、主に3つの問題点を指摘してきた。最低投票率や絶対得票率が定められておらず、国民の少数の賛成で憲法改悪ができること。有料広告が投票日2週間前までは野放しで、金のある者が有利で、これは結局、改憲勢力に都合がいいこと。公務員・教育者の手足を縛る内容となっていること。以上の3点については、国民投票の公正性を確保する上できわめて重大な問題だと考えるが、これらは一切無視をされた。しかも、公聴会や参考人質疑で多くの方々が指摘したにも関わらず入れられなかった。国の最高法規にかかわる手続き法としては、きわめて公正性を欠く重大な欠陥法と言える。

安倍首相が新憲法制定を正面から掲げる中での国民投票法の成立は、3年後の施行にむけて憲法改悪問題が一層大きな問題となることは明らかで、私たちは、憲法9条を変えて戦争する国づくりをすることに反対し、今後一層奮闘する決意である。

以上